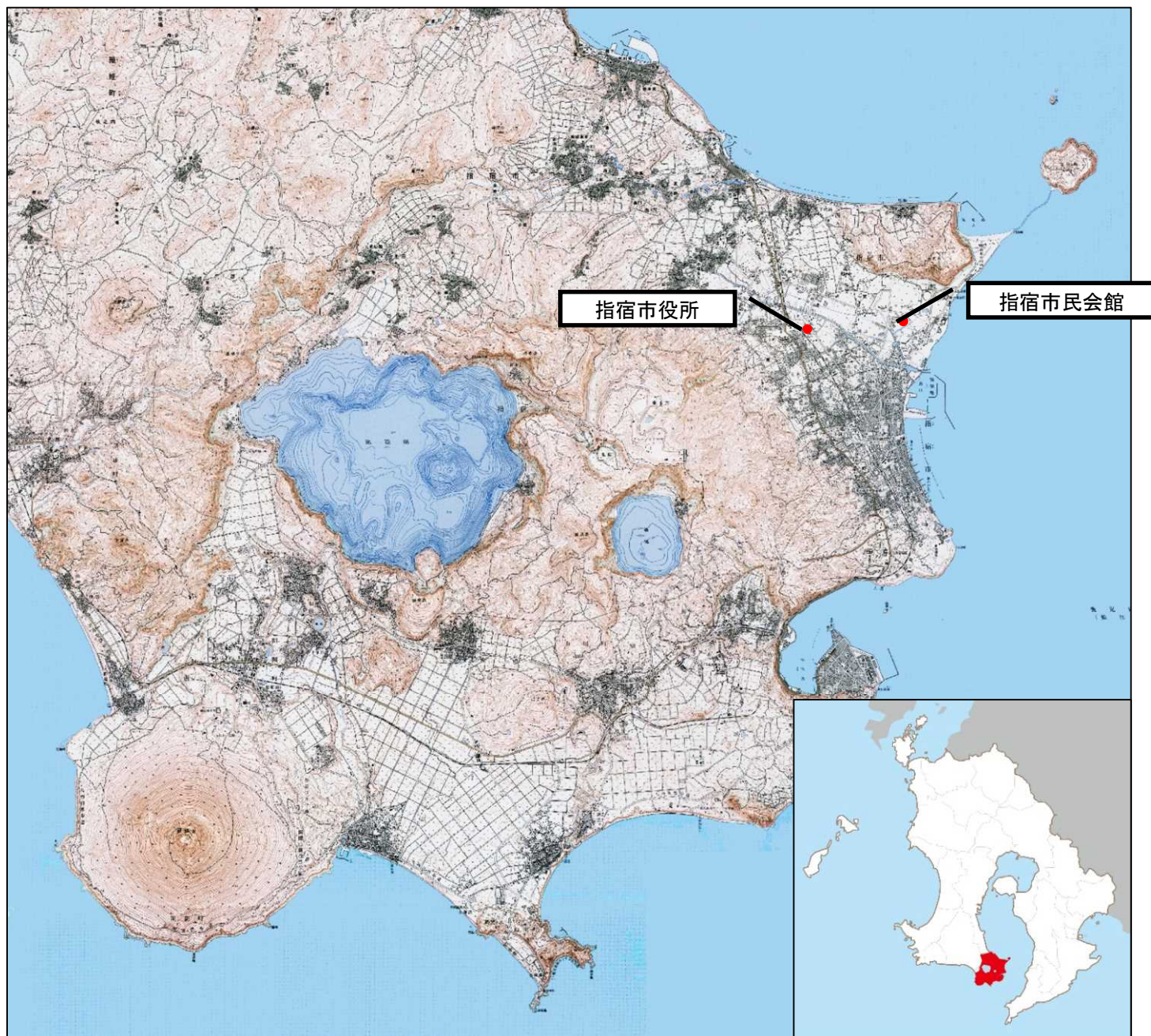


指宿市民会館

指定管理者募集要項

(参考資料)

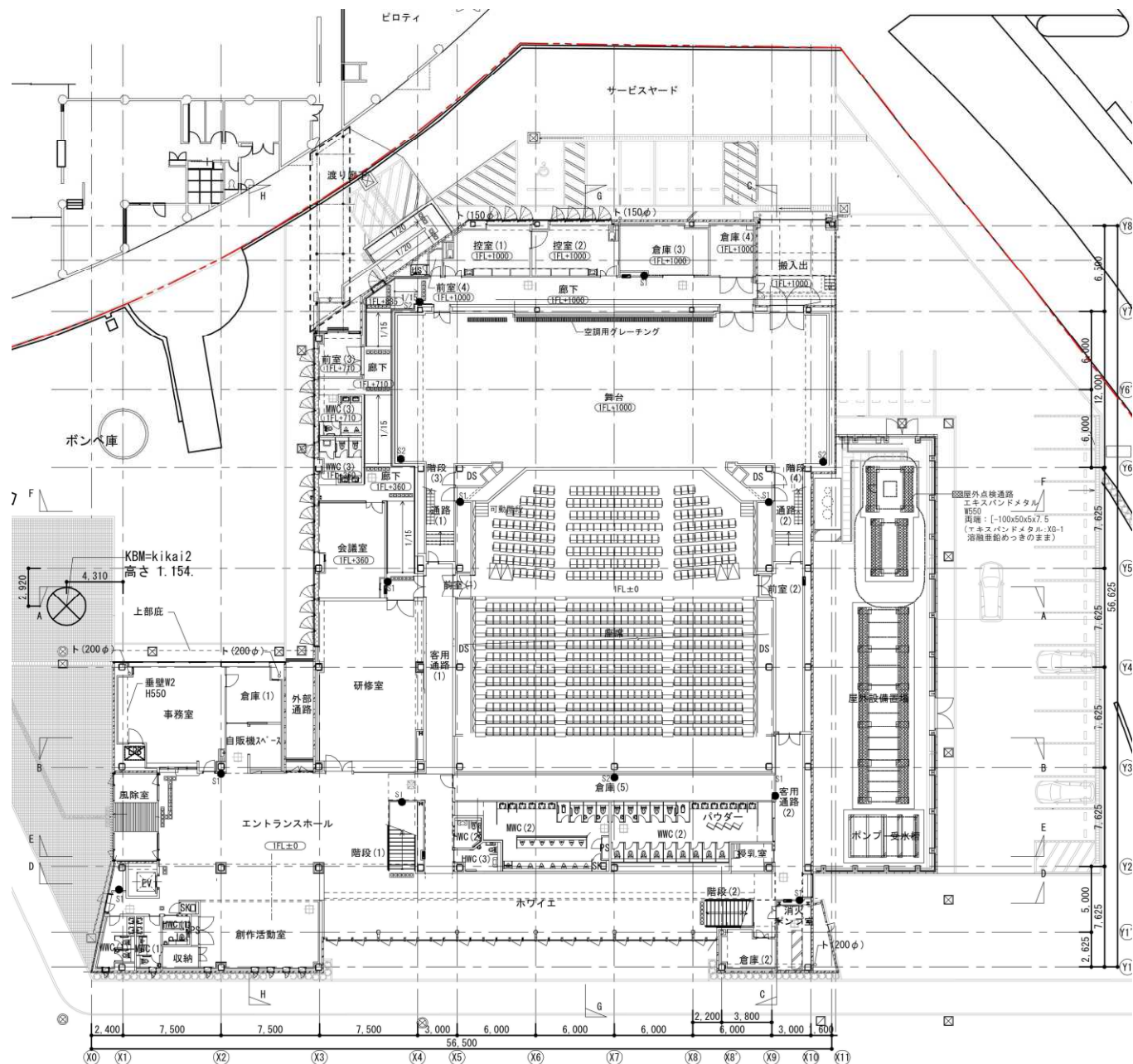
1 位置図



2 周辺図（航空写真）

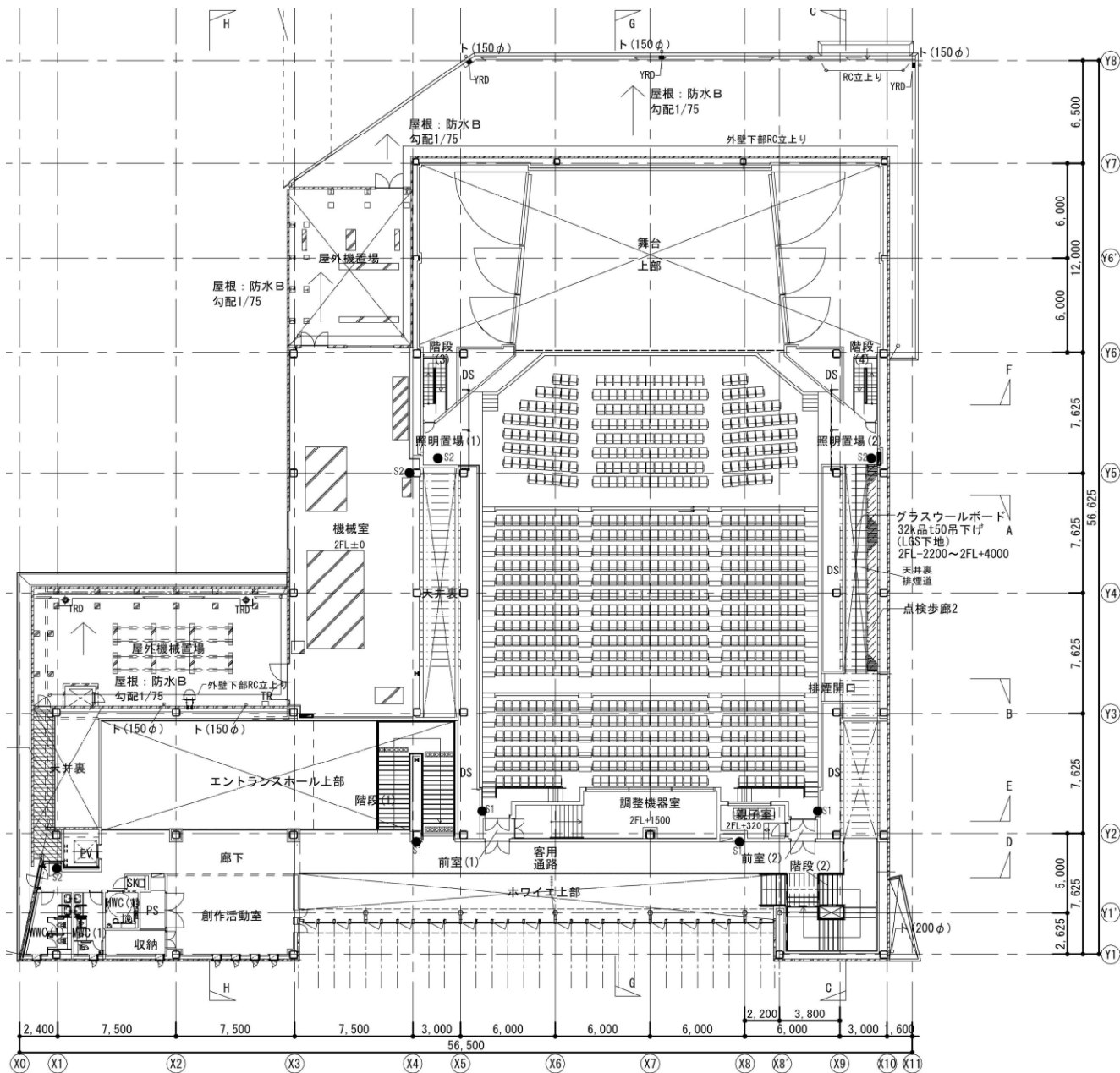


3 平面図（1階）



1階平面図

4 平面図 (2階)



2階平面図

天井下地用C-100×50×20
@900

B			8	9	10	A	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	A	25	26	27											
	6	7	8	9	10	B	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		24	B	25	26	27	28	29							
C			4	5	6	7	8	9	10	C	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	C	25	26	27	28	29	30	31			
	4	5	6	7	8	9	10	C	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	C	25		26	27	28	29	30	31				
D	2	3	4	5	6	7	8	9	10	D	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	D	25	26	27	28	29	30	31	32	33
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	D	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		D	25	26	27	28	29	30	31	32
E	2	3	4	5	6	7	8	9	10	E	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	E	25	26	27	28	29	30	31	32	33	
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	E	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		E	25	26	27	28	29	30	31	32	33
F	2	3	4	5	6	7	8	9	10	F	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	F	25	26	27	28	29	30	31	32	33
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	F	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		F	25	26	27	28	29	30	31	32
G	2	3	4	5	6	7	8	9	10	G	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	G	25	26	27	28	29	30	31	32	33	
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	G	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		G	25	26	27	28	29	30	31	32	33
H	重い子2席		5	6	7	8	9	10	H	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	H	25	26	27	28	29	30	31	重い子2席		
		5	6	7	8	9	10	H	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	H		25	26	27	28	29	30	31	重い子2席		

出入口

出入口

出入口

□

□

6 指宿市民会館の内観写真（大ホール・舞台，小会議室，楽屋）



大ホール（801席（内5席は親子室），車イス席4席）



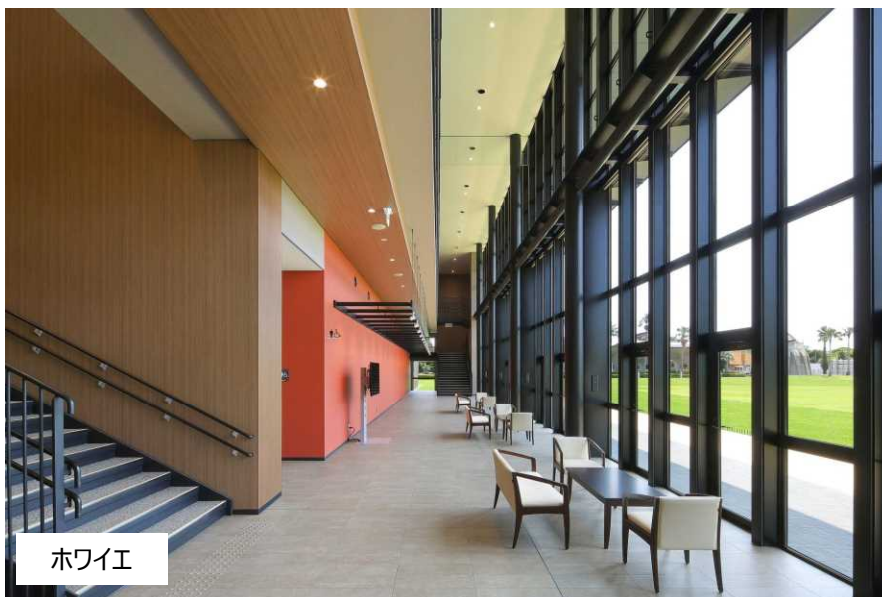
小会議室



楽屋 1



7 指宿市民会館の内観写真（リハーサル室，ホワイエ，創作活動室）



8 指宿市民会館 施設利用料

施設区分	利用料 (円) (1 時間当たり)
① 大ホール	6,090
② 楽屋 1	270
③ 楽屋 2	270
④ ホワイエ	480
⑤ リハーサル室	520
⑥ 小会議室	370
⑦ 創作活動室 1	400
⑧ 創作活動室 2	400

※令和 8 年 4 月 1 日からの利用料の上限額です。

※利用料は、教育委員会規則で定めるところにより、減額、又は免除することができる。

令和 5 年度令和 6 年度平均で年間約1,895千円を減額している。

一備考一

- 1 市民（各種団体等の連合体は、主たる事務所（本部又は本店）が、市内にある場合をいう。以下同じ。）以外の者が使用する場合の利用料は、この表に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 2 入場料を徴収し、又は営利目的で使用する場合の利用料は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。ただし、市民以外の者が入場料を徴収し、又は営利目的で使用する場合の利用料は、前項の規定により算出した額に100分の200を乗じて得た額とする。
- 3 入場料を徴収する場合とは、入場料を徴収する催し又は入場料を徴収しないで入場料に相当するものを徴収していると認められる場合（会費を徴収する場合、商品売上げ等による招待券発行の場合、その他これに準じる場合）の催しのことをいう。
- 4 練習又は準備等のため舞台のみを使用する場合の利用料は、この表に定める大ホールの利用料の額に100分の30を乗じて得た額とする。ただし、市民以外の者が練習又は準備等のため舞台のみを使用する場合の利用料は、第 1 項の規定により算出した大ホールの利用料の額に100分の30を乗じて得た額とする。
- 5 使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数は 1 時間として計算し、使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。
- 6 大ホールの利用料には、館内照明、第 1 ボーダーライト、サイドスポットライト（2 台）及び音響装置が含まれるものとする。
- 7 各室の利用料には、各室備付けの備品及び物品が含まれるものとし、各室備付けの状態とする。
- 8 特別の設備又は備付け以外の器具を使用するときの利用料は、別に電気、ガス、水道使用の実費相当額を加算した額とする。

9 参考データ（指宿市民会館利用実績）

年度	総数		大ホール		楽屋		会議室		その他	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
平成26年度	1,064	43,963	44	22,747	113	1,155	598	14,857	309	5,204
平成27年度	1,082	44,089	53	22,235	122	1,078	607	15,139	300	5,637
平成28年度	1,006	41,157	51	20,212	124	1,034	564	15,087	267	4,824
平成29年度	1,307	39,652	44	17,510	105	1,101	864	16,159	294	4,882
平成30年度	970	41,216	54	21,974	119	928	570	14,152	227	4,162
令和元年度	917	36,178	45	18,015	100	900	543	13,392	229	3,871
令和 2 年度	442	9,560	17	2,470	34	243	342	5,805	49	1,042
令和 3 年度	576	13,385	26	5,140	64	319	418	6,722	68	1,204
令和 4 年度	619	22,428	48	14,455	124	975	136	1,469	311	5,529
令和 5 年度	856	23,750	44	12,673	191	1,362	133	1,503	488	8,212
令和 6 年度	897	21,054	54	12,204	179	877	132	1,365	532	6,608

※平成26年度から令和 3 年度までは旧指宿市民会館の実績

※令和 4 年度は、旧指宿市民会館（4 月分）と新指宿市民会館（8 月～3 月分）の実績